



# 島根県報

令和8年3月17日（火）

第 7 0 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

- |                            |         |   |
|----------------------------|---------|---|
| 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則       | （薬事衛生課） | 2 |
| 島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則 | （砂防課）   | 2 |

### 【告 示】

- |  |          |   |
|--|----------|---|
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出                    | （地域福祉課）  | 3 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出                   | （高齢者福祉課） | 3 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業<br>廃止の届出 | （ 〃 ）    | 4 |
| 換地処分（2件）                                     | （農村整備課）  | 4 |
| 海岸保全区域の指定                                    | （港湾空港課）  | 4 |

### 【公 告】

- |             |         |   |
|-------------|---------|---|
| 公共測量の終了（2件） | （技術管理課） | 5 |
|-------------|---------|---|

### 【特定調達公告】

- |  |             |   |
|--|-------------|---|
| Microsoft Windows Server User CALの購<br>入に係る一般競争入札の実施 | （情報システム推進課） | 6 |
| 島根県立学校教職員用端末の購入に係る一般競争入札の実施                          | （教育連携推進課）   | 8 |

### 【教委規則】

- |                                   |         |    |
|-----------------------------------|---------|----|
| 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 | （学校企画課） | 11 |
|-----------------------------------|---------|----|

### 【人委規則】

- |                                   |  |    |
|-----------------------------------|--|----|
| 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 |  | 13 |
|-----------------------------------|--|----|

## 公布された条例等のあらまし

### ◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第6号）

#### 1 規則の概要

- (1) 受験者の負担軽減等のため、製菓衛生師試験受験願書における添付書類について、学校教育法第57条又は製菓衛生師法附則第3項に規定する者であることを証する書類の提出は要しないこととした。（第3条関係）
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

#### 1 規則の概要

治水上砂防に支障のない軽微なものとして知事が指定する行為を定めることとした。（第2条関係）

#### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

## 規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第6号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの」を削り、同号を同条第3号とする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第7号

島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則

島根県砂防指定地管理条例施行規則（平成15年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第2条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（知事が指定する軽微な行為）

**第2条** 条例第4条第2項第1号の知事が指定する行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 耕うん
- (2) 草刈り、軽易な障害物の処分等の日常の行為
- (3) 次に掲げる立竹木の伐採

ア 間伐、枝打ち、除伐等竹木の保育のため通常行われる立竹木の伐採

- イ 枯損した立竹木又は危険な立竹木の伐採
- ウ 調査又は測量のため通常行われる立竹木の伐採
- エ 電柱、電線等の維持管理のために必要な立竹木の伐採
- (4) 道路又は河川の維持管理に伴う行為
- (5) 砂防設備その他これに準ずる施設又は護岸の法肩から5メートル以上離れた平坦な土地において行う次に掲げる行為
  - ア 電柱等（鉄塔を除く。）の設置又は撤去
  - イ 地質調査のためのボーリング
- (6) 条例第4条第1項の許可を受けて造成された土地において、その利用目的を変更することなく行われる工作物の新築、改築又は除却
- (7) 砂防指定地の上空（砂防設備の上空を除く。）に電線、電話線等の架空線を通過させる行為であって、当該砂防指定地における土地の掘削等を伴わないもの

別表中「第2条、第4条関係」を「第3条、第5条関係」に改める。

- 様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。
- 様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。
- 様式第3号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。
- 様式第4号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。
- 様式第5号から様式第7号までの様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。
- 様式第8号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。
- 様式第9号中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。
- 様式第10号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**告 示**

**島根県告示第132号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社集和	浜田市長沢町454番地 3	地域密着型通所 介護	デイサービス浜 乃家	浜田市長沢町452 番地1	令和7年12月 31日

**島根県告示第133号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	訪問介護	太陽ヘルパーステーション	安来市広瀬町広瀬1911-1	令和8年3月31日

## 島根県告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 梅寿会	短期入所生活介護	万葉苑	益田市高津四丁目6番40号	令和8年3月31日
	介護予防短期入所生活介護			

## 島根県告示第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年3月4日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（東谷北工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、益田市長から内田下地区における換地処分を令和8年3月4日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県告示第137号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次の区域を海岸保全区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

沿岸名	隠岐沿岸
海岸名	別府港海岸
地区海岸名	四河地区海岸

延 長	226.7メートル
区 域	<p>基点1から基点8までを順次に直線で結んだ線並びに基点8から補助点1、補助点2、補助点3及び基点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(点の表示)</p> <p>基点1 座標X 12,892.527 座標Y 79,228.619</p> <p>基点2 座標X 12,916.608 座標Y 79,289.661</p> <p>基点3 座標X 12,919.962 座標Y 79,304.675</p> <p>基点4 座標X 12,920.574 座標Y 79,318.284</p> <p>基点5 座標X 12,919.827 座標Y 79,330.649</p> <p>基点6 座標X 12,918.046 座標Y 79,344.442</p> <p>基点7 座標X 12,892.216 座標Y 79,393.498</p> <p>基点8 座標X 12,874.672 座標Y 79,443.785</p> <p>補助点1 座標X 12,820.037 座標Y 79,424.975</p> <p>補助点2 座標X 12,869.687 座標Y 79,320.502</p> <p>補助点3 座標X 12,844.424 座標Y 79,259.043</p>

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月19日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年8月14日から同年12月19日まで

3 作業地域

安来市田頼町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年2月24日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年11月20日から令和8年2月24日まで

3 作業地域

益田市向横田町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

Microsoft Windows Server User CAL SA ライセンス 5,100個

Microsoft Windows Server User CAL LSA ライセンス 1,000個

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期限

令和8年4月30日（木）

#### (4) 納入場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課

### 2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部情報システム推進課

電話 0852-22-5571 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

## 5 入札説明書の交付等

## (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年4月7日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

## ア 交付期間

本公告の日から令和8年4月7日（火）までの間。ただし、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 交付場所

4の場所

## (2) 入札説明会

実施しない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年4月7日（火）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

## (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年4月14日（火）午前9時から午後5時まで

## (2) 書面による入札の日時、場所等

## ア 日時

令和8年4月14日（火）午後4時まで

## イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年4月14日（火）午前11時までに到着していること。

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和8年4月15日（水）午前9時30分

## イ 場所

4の場所

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部情報システム推進課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Microsoft Windows Server User CAL SA License, 5,100 licenses

Microsoft Windows Server User CAL LSA License, 1,000 licenses

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. to 5 : 00 p.m. on April 14, 2026

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. on April 14, 2026

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on April 14, 2026)

(4) Date and time of bid opening : 9 : 30 a.m. on April 15, 2026

(5) Contact point for the notice : Information System Promotion Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5571

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年3月17日

島根県知事 丸山達也

## 1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立学校教職員用端末の購入 2,997台

---

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

令和8年9月30日（水）

## (4) 納入場所

島根県教育委員会が別途指定する場所（島根県内の1箇所を想定）

## 2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室

電話 0852-22-6165

電子メール giga2@pref.shimane.lg.jp

## 5 入札説明書の交付等

## (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年4月15日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

## ア 交付期間

本公告の日から令和8年4月15日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年4月15日（水）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年4月28日（火）午前10時から同月30日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年4月30日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年4月30日（木）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月1日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

#### 8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育連携推進課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合の紙入札参加承認願の提出期限、入札説明書及び仕様書に関して質疑事項がある場合の入札質疑書の提出期限を令和8年4月1日（水）としていることに留意すること。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Laptop Computer, 2,997 units
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. April 28, 2026 to 4 : 00 p.m. April 30, 2026
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. April 30, 2026  
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on April 30, 2026)
- (4) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. May 1, 2026
- (5) Contact point for the notice : Educational Collaboration Promotion Division, Board of Education of Shimane Prefecture, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan  
TEL : 0852-22-6165

## 教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

### 島根県教育委員会規則第2号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定が」を「定めが」に改める。

様式目次中「様式第5号（第7条—第9条、第11条）の次に「、第11条の2」を加える。

様式第1号中

「※手数料（島根県収入証紙を貼付）

普通免許状の授与手数料	3,300円
普通免許状の領域追加手数料	3,300円
再 交 付 手 数 料	1,100円
書 換 え 手 数 料	870円

を

」

削る。

様式第5号中「第11条」の次に「、第11条の2」を加え、

「※手数料（島根県収入証紙を貼付）

普通免許状（上進）の手数料	5,000円
普通免許状の領域追加手数料	5,000円
特別免許状の授与手数料	5,000円
臨時免許状の手数料	3,400円
臨時免許状の領域追加手数料	3,400円

を

」

削る。

様式第13号中

「

	島 根 県 収 入 証 紙 貼 付 欄		
--	---------------------	--	--

」

を削る。

「三

「四 三  
 四 その他については、免許法施行規則別記様式備考の規定を準用する。  
 三 「本籍地」には、都道府県名のみを記入する。  
 四 その他については、免許法施行規則別記様式備考の規定を準用する。」

を

に改める。

様式第15号中

」

様式第16号中	<p>「五 その他については、免許法施行規則別記様式備考の規定を準用する。</p> <p>四 施行法第一条又は第二条の規定に基づき授与する臨時免許状の様式は、この様式に準ずる。</p> <p>三 「本籍地」には、都道府県名のみを記入する。</p> <p>四 その他については、免許法施行規則別記第一号様式備考の規定を準用する。</p>	を	<p>三 施行法第一条又は第二条の規定に基づき授与する臨時免許状の様式は、この様式に準ずる。</p>	に改める。
---------	---	---	--	-------

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、様式第15号及び様式第16号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

### 島根県人事委員会規則第1号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第9号中「第14号及び第15号」を「第14号、第15号及び第19号」に改め、同項第15号中「第2項第5号ア及びウ」を「第19号ア及びウ」に改め、同項第16号中「次項第3号及び第5号」を「以下この項」に改め、「及び次項第4号」を削り、「2日」を「5日」に、「4日」を「10日」に、「2（）」を「5（）」に、「4）」を「10）」に改める。

第6条第1項に次の3号を加える

- 18) 生後満3年に達しない子を育てる場合（男子職員にあっては、この号の規定による休暇の承認を受けようとする時間において配偶者<sup>1</sup>が当該子を養<sup>1</sup>育できる場合を除く。） 1日120分（生後満1年に達した子を育てる場合にあっては、60分）を超えない範囲（男子職員にあっては、その配偶者がこの号の規定による休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間その他法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの（以下この号におい

て「育児時間」という。)を利用するときは、120分(生後満1年に達した子を育てる場合にあっては、60分)から当該配偶者が利用する育児時間を減じた時間を限度とする。)以内の期間

- (19) 次に掲げる者(ウに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会の定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の祖父母及び配偶者の兄弟姉妹

ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会の定めるもの

- (20) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のための末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のため末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第6条第2項第1号から第5号までを次のように改める。

(1)~(5) 削除

第6条第2項第12号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年島根県条例第35号)第2条の2第1項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは」に改め、同項中第13号を削る。

第7条第2項中「前条第2項第3号」を「前条第1項第18号」に改め、同条第4項中「並びに同条第2項第4号及び第5号」を「及び第19号」に改める。

第8条第2項中「並びに同条第2項第4号及び第5号」を「及び第19号」に改め、同条第3項中「、同条第2項第4号若しくは第5号」を「若しくは第19号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。